

選管
サポ一卜
事業

一般社団法人
選挙制度実務研究会

<http://www.senkyoseido.jp>

ごあいさつ

選挙管理委員会の使命は民主主義の根幹たる選挙の管理事務を執行し、一票一票に託された有権者の声を確実に政治に届けることです。この使命を果たすためにも、本来、選挙管理事務は正確に瑕疵なく行われるべきであり、どのようなミスも許されないものです。

しかし、実際には選挙の度にさまざまなミスが発生し、その都度、注意喚起がなされているにも関わらず、減少どころか増加傾向にあるのが現状です。

その原因として考えられるのが、選挙制度の多様化とそれに伴う選挙管理事務の複雑化、そして選管職員を取り巻く状況の変化です。不在者投票や期日前投票といった新たな制度が浸透し、回を重ねるごとにその利用者が増えている中、対応する職員には専門的な知識やノウハウ、そして想定外のトラブルに臨機応変に対応するための判断力が求められるようになっていきます。しかし、その一方で、経費削減や人員削減策の一環として、職員の異動サイクルを短縮したり、選管事務を他部署との兼務体制とする自治体が増え、職員が選挙管理事務に熟達しづらい状況が生じているケースも少なくありません。このような状況にあって、各選挙管理委員会においては、効率のよい人材育成や職員の知識・能力のブラッシュアップを図ることが喫緊の課題となっています。

一般社団法人 選挙制度実務研究会は、こういった人材育成にかかる課題をはじめ、各選挙管理委員会が抱える課題解決のサポートを通じて、公正で瑕疵のない選挙管理事務執行を実現することを目的に、平成26年に設立された団体です。

設立以来、当研究会では、選挙制度や選挙管理事務に精通した専門家が全国の選管職員の皆様から寄せられる質問や相談に直接お応えし、問題を解決に導く「選管サポート事業」のほか、選挙管理事務の実務に欠かせない知識の習得やアップデートに役立てていただくための各種講習会の開催、「選挙検定」の実施など、選挙管理事務の質の向上を目指して幅広い取り組みを続けています。

これらの取り組みが国民の皆様により信頼される選挙執行のための一助となり、我が国の民主主義のさらなる発展に役立つことを願い、研究会のメンバー一同、引き続き一層の努力を続けて参る所存です。皆様からのご支援とご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人 選挙制度実務研究会

代表理事 小島 勇人



一般社団法人 選挙制度実務研究会

一般社団法人 選挙制度実務研究会は、公明かつ適正な選挙執行の実現と政治資金の透明性の確保を担う人材の育成を目的に設立されました。選挙制度及び政治資金制度を適正に運用しうる人材の育成を通じて民主政治の健全な発達に寄与すべく、次のような事業を行っています。

(1) 各種選挙サポート事業

当研究会理事を始め、選挙制度・管理執行の実務に精通した有識者が会員からの疑問解決・相談に応じます。

(2) 各種講習会の実施、運営事業

当研究会理事を始め、選挙制度・管理執行の実務に精通した講師の派遣、選挙制度・政治資金制度に関する講習会の企画運営を行います。

(3) 各種検定事業

「選挙検定」(議員関係者向け／選挙管理関係者向け)、
「政治資金検定」を実施します。

(4) 各種出版事業

選挙制度や政治資金制度並びにこれらの実務についての解説書や事例集等を出版します。

【役員一覧】

- 代表理事 小島 勇人 (市町村職員中央研修所客員教授／
総務省主権者教育アドバイザー・管理執行アドバイザー／
総務省投票環境の向上方策等に関する研究会 委員)
- 理事 秋野 諭 (全国市区選挙管理委員会連合会 参与・前事務局長／
総務省管理執行アドバイザー／
総務省投票環境の向上方策等に関する研究会 委員)
- 理事 清水 大資 (都道府県選挙管理委員会連合会 事務局長／
(公財)明るい選挙推進協会 監事／総務省管理執行アドバイザー／
総務省投票環境の向上方策等に関する研究会 委員)
- 理事 事務局長 中島 孝司 ((株)国政情報センター 代表取締役社長)

令和元年6月現在

選挙の管理執行は100点満点が当たり前

選挙の管理執行は、本来瑕疵なく“100点満点”で完了しなければならないものです。しかし、実際には選挙の種類を問わず多くのミスが発生し、中には選管職員の軽率な判断や行動のために選挙人の貴重な一票を無駄にしたり、選管職員が公職選挙法違反で罪に問われるという深刻な事案が発生してしまうケースもあります。

選挙制度への国民の信頼を確保するために、そして選管の職員と組織を守るためにも、選管職員には日頃から関係法令と実務の研鑽・修得に務め、過去の問題事例を学ぶことが欠かせません。

選管事務に関する悩みや疑問に専門家がアドバイス

また、選挙の執行管理には正確さのみならず迅速さも求められます。特に限られた時間の中でミスなく確実に執行しなければならない選挙期日当日の投・開票を始めとする選挙管理事務は、文字通り“待ったなし”です。投票所や開票所でミスやトラブルが発生した際には、現場の選管職員に猶予のない判断が委ねられるケースも多く発生します。その際に誤った判断を下してしまわないためにも、選挙管理事務に関する疑問や不安は事前に解消しておくことが大切です。

そこで、当研究会では選挙管理委員会事務局の皆様を対象にした「**選挙管理サポート事業**」(利用者登録／会員制)を実施します。選管職員の皆様からの選挙管理の実務に関する質問や相談に、当協会理事を始め選挙制度や管理執行の実務に精通した有識者が概ね3日以内(*)に電話で直接対応・回答し、より円滑で質の高い選挙の執行をサポートいたします。

※緊急度の高い場合は、即日回答も可能です。

■ サポートの流れ

サポート事業の利用には、事前の利用者登録と年会費のご負担が必要です。
次の手順で利用者登録を行った上でご利用ください。

登録用紙の請求

Step
1

事務局までメール、電話、FAXで登録用紙をご請求ください。

info@senkyoseido.jp TEL 03-3476-1055 FAX 03-3476-4842

事務局より郵送にて登録用紙と返信用封筒をお送りします。

登録用紙の記入・返送

Step
2

相談や問い合わせに利用するメールアドレス(2つまで)とパスワード、
その他必要事項をご記入の上、事務局までご返送ください。

確認メール送付

Step
3

事務局でメールアドレス(2つまで)とパスワードの登録を行います。
登録完了後、登録のメールアドレスに確認メールをお送りします。

利用者専用ページにログイン、質問・相談事項を送信

Step
4

当協会ホームページにある『選管サポートログイン』でメールアドレスと
パスワードを入力の上、「お問い合わせフォーム」に質問・相談事項等を記入し、
送信してください。

専門家による回答

Step
5

原則概ね3日以内に、当協会の理事など有識者が直接電話にて回答いたします。

※緊急度が高い場合は即日回答も可能ですので「緊急」の旨を明記してください。

※個人情報等は適切に管理し、利用者の選管名や個人名を本人の許可なく公表することは一切ありません。

※年会費について

- ・年会費は都道府県・市／30,000円(税別)、町・村／15,000円(税別)です。
(登録後、ご請求書を発行いたします。原則として、2ヶ月以内に年会費をお振込みください。)
- ・年会費は登録月に関わらず1年度(4月1日～3月31日)あたりです。
- ・原則として、年度内何度でも選挙の管理執行に関するサポート事業を利用できます。